



分割出願についてスーパー早期審査の申請を検討しています。申請時に留意すべき点があれば教えてください。

(長野県 H. M)



1. スーパー早期審査の対象となる出願について

出願審査の請求がなされている審査着手前の出願であって、以下の(i)および(ii)のいずれの要件も満たす特許出願がスーパー早期審査の対象となります。

(i)「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること、またはベンチャー企業による出願であって「実施関連出願」であること。

(ii) スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続きをオンライン手続きとする出願であること。

2. スーパー早期審査の申請について

スーパー早期審査を申請する際には、通常の早期審査と同様に「早期審査に関する事情説明書」(以下、事情説明書)を特許庁へ提出します。

事情説明書には、【早期審査の種別】として「スーパー早期審査」と記載しなければなりません。また、【早期審査に関する事情説明】の項目中の「1. 事情」の欄に「スーパー早期審査を希望する」と記載しなければなりません。

なお、スーパー早期審査の申請は、オンラインで手続きする必要がありますので、ご注意ください。

3. 分割出願である場合の留意点

(1) 分割出願自体がスーパー早期審査の要件を満たすこと

原出願がスーパー早期審査の対象となる出願であっても、その分割出願が必ずスーパー早期審査の対象になるとは限らない点に留意してください。例えば、原出願が「外国関連出願」である場合、その分割出願も「外国関連出願」となりますが、原出願が「実施関連出願」であっても、その分割出願が必ず「実施関連出願」であるとは限りません。

分割出願自体が出願審査の請求がなされている審査着手前の出願であって、前記(i)および(ii)の要件を満たすことが必要です。

(2) 分割の実体的要件を満たすこと等の説明

スーパー早期審査の申請時に、分割出願について、事情説明書または上申書により、分割の実体的要件を満たすこと等の説明(以下、実体的要件の説

明)をする必要があります。

事情説明書で実体的要件の説明をする場合には、事情説明書の【早期審査に関する事情説明】の項目中に「3. 分割の実体的要件を満たすことの説明」の欄を設けて記載します。

上申書で実体的要件の説明をする場合には、上申書にその説明を記載し、事情説明書と同時に提出します。この場合、事情説明書に実体的要件の説明を記載する必要はありません。

なお、分割出願について、実体的要件の説明がなされていない場合には、スーパー早期審査の対象外となります(早期審査の条件を満たしていれば通常の早期審査として取り扱われることになります)。

4. まとめ

以上のことから、分割出願についてスーパー早期審査を申請する際には、分割出願自体がスーパー早期審査の要件を満たすこと、および、分割出願について実体的要件の説明がなされていることを十分に確認したうえで手続きするようにしてください。